2 風致地区内における建築等の規制に関する条例

(風致地区内の行為の許可)

					、地色的	07.11.201	// II1 /				
法の趣旨	都市の風致を維持するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の 行為に関して必要な事項を定める。										
上 許可の必要な行為	17										
可可の必要な自然											
	2. 建築物その他の工作物の色彩の変更										
	3. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更										
	4. 水面の埋立又は干拓										
	5. 木竹の伐採 6. 土石の類の採取										
	7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積										
許可の必要な区域	(平成31年3月末現在)										
	都市計画	市町村名	風 致 地 区	面積	面積 内 訳 (約 ha)						
	区域名	川町刊名	名称	(約 ha)	1種	2 種	3 種				
	県 北	福島市	信夫山風致地区	210.0	164.0	0.0	46.0				
			阿武隈川風致地区	673.0	62.0	0.0	611.0				
			摺上川風致地区	55.0	49.0	0.0	6.0				
			舘山風致地区	16.0	16.0	0.0	0.0				
			計	954.0	291.0	0.0	663.0				
	県 中	郡山市	五百淵風致地区	27.0	15.5	0.0	11.5				
			開成山風致地区	35.0	0.0	35.0	0.0				
			荒池酒蓋風致地区	16.0	0.0	0.0	16.0				
			善宝池風致地区	23.5	11.0	9.2	3.3				
			計	101.5	26.5	44.2	30.8				
	会津	会津若松市	大塚山風致地区	18.7	18.7	0.0	0.0				
			東山風致地区	591.7	43.7	144.0	404.0				
			鶴ヶ城風致地区	34.6	34.6	0.0	0.0				
			計	645.0	97.0	144.0	404.0				
	県 南	白 河 市	南湖風致地区	117.7	117.7	0.0	0.0				
			中央風致地区	33.2	0.0	33.2	0.0				
			小峰城跡風致地区	8.6	8.6	0.0	0.0				
			羅漢山風致地区	48.3	33.3	0.0	15.0				
			搦目風致地区	46.1	0.0	44.1	2.0				
			計	253.9	159.6	77.3	17.0				
I											

	(平成31年3月末現在)								
	都市計画 市町村名	風 致 地 区 名 称	面積 (約 ha)	内 訳 (約 ha)					
	区			1種	2種	3 種			
	石 川 石川町	石尊山風致地区	7.1	0.0	0.0	7.1			
		源平山風致地区	5.5	0.0	0.0	5.5			
		八幡山風致地区	17.1	0.0	0.0	17.1			
		計	29.7	0.0	0.0	29.7			
	田 村 田村市 三 春 (旧船引町)	片曽根山風致地区	99.1	99.1	0.0	0.0			
	小 野 三春町	城山跡風致地区	12.0	9.0	0.0	3.0			
		紫雲寺風致地区	5.0	5.0	0.0	0.0			
		北町風致地区	5.4	5.4	0.0	0.0			
		天沢寺風致地区	7.6	7.6	0.0	0.0			
		新町尼ヶ谷風致地区	27.0	27.0	0.0	0.0			
		荒町風致地区	20.0	13.5	0.0	6.5			
		馬場風致地区	13.0	13.0	0.0	0.0			
		計	90.0	80.5	0.0	9.5			
	合 計	27 地区	2,173.2	753.7	265.5	1,154.0			
許可権者	10ha以上の風致地区 (2以上の市町村の区域にわたるものに限る) 建設事務所長 その他の風致地区 市町村長								
担当機関	本 庁 土木部 まちづくり推進課 出 先 機 関 建設事務所 総務部 行政課 市 町 村 風致地区担当課								
	申	10ha 以上 (2以上)		: 70	その他				
手続フローチャート	請者	建 設 事 務 所 長			市町村長				
		区域又は市街地再開 して申請する場合がる		施行区域	 内にお	いて			
備 考									